

第1条(会員規約)

1.この規約(以下「本規約」といいます。)は、トヨタアルバルク東京株式会社(以下「当社」といいます。)が運営するアルバルク東京公式ファンクラブ「ALVARCARS」(以下「本クラブ」といいます。)に関して適用されるものとします。

第2条(規約の変更等)

1.当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとします。本規約が変更される場合、当社は、遅滞なく適宜、会員にその旨、変更後の本規約の内容、及び当該変更の効力発生時期を通知するものとします。

第3条(入会)

1.本クラブへ入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は本規約に同意したうえで、所定の入会申込書またはファンクラブサイトより必要な届出事項を記入または入力して申し込み、第9条に定める年会費を支払い、当社が入会を承認して、会員番号が付与された時点からファンクラブ会員(以下「会員」といいます。)の資格を得ることができます。

2.18歳未満の方が入会申込をする場合は、親権者の同意が必要です。また、必要に応じて学生証の提示をお願いします。

第4条(入会の承認)

1.当社は、入会希望者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、入会を承認しない場合があります。なお、入会を承認しなかった場合、当社は、支払済みの年会費を返金するものとします。返金に必要な振込手数料その他の費用は、入会希望者の負担とします。

(1)入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2)入会希望者が実在しない場合

(3)入会希望者の承諾なくして他人が申し込んだ場合

(4)入会申込時において、18歳未満の入会希望者がその親権者の同意を得ずに入会した場合

(5)入会希望者が既に会員になっている場合

(6)入会希望者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不等な売買行為)又はショバ屋行為(座席等の不等な占拠行為)である、若しくは入会希望者がいわゆるダフ屋行為又はショバ行為の常習者であると当社が認める場合

(7)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

第5条(有効期間)

1.資格の有効期間は、入会申込が当社により承認された日から2025年6月30日までとします。

第6条(会員の種類)

1.会員には以下の6種類があり、それぞれの会員には区分に応じた会員証を発行します。ただし、エントリー会員については、B.LEAGUEチケットのマイページにて表示されるオンラインの会員証のみが発行されます。

(1)プラチナ会員

(2)ゴールド会員

(3)レッド会員

(4)レギュラー会員

(5)ジュニア会員(18歳以下でかつ、高校生以下の方のみ選択が可能)

(6)エントリー会員

第7条(会員証)

1.会員証は、会員本人のみが利用できます。

2.会員は、会員特典を受ける場合、会員証を必ず携帯するものとし、提示を求められた場合、その指示に従うものとします。

3.会員は、会員証の紛失・盗難・滅失・その他理由により会員証の再発行を希望する場合、所定の手続きを履行のうえ、所定の手数料を支払って、再発行を受けるものとします。また、再発行の際、それまで集めた獲得ポイント数等はすべて無効となる場合があります。

第8条(会員資格の更新)

1.第5条の定めにかかわらず、会員は当社が指定した期間内に更新手続きを行うことにより、会員資格を1年間更新することができます。

2.前項の更新の場合において、ジュニア会員は、当社の定める生年月日の条件を満たさない場合には、翌年からはレギュラー会員として有効期限を1年間更新し、以降はレギュラー会員として同様とします。

3.各会員に振り分けられる会員番号は、継続更新の時期により変更される場合があります。

4.当社の公式サイトを通して、年会費の支払いをクレジットカードで支払った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに、次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを会員資格の有効期限更新者とみなし、次年度以降の同種別会員の年会費を、同じクレジットカードから自動的に引き落としさせていただきます。

5.前項の定めにかかわらず、当社は、年会費、サービスの変更などを行う場合には、自動継続を行わない場合があります。その場合には、本クラブのHP、またはメールにて事前通知いたします。

6.次の場合、自動継続入会できない場合があります。

(1)決済処理までにクレジットカードの有効期限が切れている場合やご利用不可の場合

(2)第4条に該当する場合

(3)その他、当該会員が会員として不適当であると当社が判断した場合

7.エントリー会員(無料会員)は原則自動継続となります。エントリー会員(無料会員)が退会を希望する場合は、当社所定の手続きをとることにより、本クラブを退会することができます。

8.当社が別途定める場合を除き、会員資格が更新された場合でも、会員特典は更新後の期間に引き継ぐことはできません。

第9条(年会費)

1.第5条に定める有効期限に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとし、期間の長短による年会費の調整はいたしません。

2.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

3.会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期限が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。

4.会員は、年会費、第2項に定める利用料金、その他、本クラブに入会することで会員が利用できる一切のサービス(以下「本サービス」といいます。)に関連して発生する料金又は費用等(以下総称して「年会費等」といいます。)を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、年会費については、第10条に定める支払い方法のうち、会員が指定した方法で決済されることに同意します。

5.年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は会員の負担とします。

6.当社は、第4条第1項なお書に定める場合を除き、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

7.会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

8.会員種別の変更の際には、新たに変更後の会員種別の年会費を徴収いたします。また、来場ポイントなど変更前に得たサービスの持ち越しはできません。

第10条(年会費の支払い方法)

1.年会費の支払い方法は次の通りです。支払時に手数料が発生する場合はお客様負担になります。

(1)オンラインでの申込の場合はクレジットカード決済、コンビニ決済支払、PayPay 決済

(2)会場申込の場合は当社が指定した支払方法

第11条(届出事項の変更)

1.会員は、届出事項(住所・氏名・電話番号・メールアドレス等)に変更が生じた場合は、速やかに第21条に定める事務局へ届け出るものとします。

2.前項に定める届出をされなかったことに起因して、郵便物等が未着となった場合、当社は一切責任を負いません。また、この場合、当該郵便物等が当社に返送されたときであっても、当社は、会員にその旨を連絡する義務を負わず、また、当該郵便物を再度発送する義務を負いません。

第12条(会員特典)

1.会員は、当社が別途定める会員特典を受けることができます。(以下、入会の時に付与される特典を「入会特典」といいます。)

2.会員は、以下の事項を理解し、これに異議を述べないものとします。

(1)入会特典が、当社の都合により、予告なく内容を変更・中止される場合があること

(2)会員種別によって、本規約に定める条件の他、会員特典の内容に差異があること

(3)会員特典の内容及びその変更・中止については、第20条に定める方法、当社の公式サイトに掲載する方法、又はファンクラブサイトに掲載する方法によって、随時、会員に周知されること

3.第7条第3項に定める会員証の再発行の場合、入会特典は新たに付与されません。また、それまでに集めた獲得ポイント等も再付与されません。

第13条(会員の権利)

1.会員には、当社及び本クラブに関する資産等についての

権利・請求権は一切ありません。

2.本クラブの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条(禁止事項)

1.会員は、会員特典を営利目的または不正の目的のために利用してはならないものとします。

2.会員は、会員特典等、本クラブの会員であることに基づき受けるサービス等の権利を第三者に譲渡、売買、担保提供してはならないものとします。

第15条(退会)

1.会員は何時にても所定の手続きを行うことにより本クラブを退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。なお、一度お支払いいただいた年会費は、理由の如何に問わず返金いたしません。

2.会員は途中退会の場合、直ちに会員証を返却するものとし、その返却に要する費用は会員が負担するものとします。

第16条(会員資格の喪失)

1.会員は、以下の場合には会員資格を喪失するものとします。なお、会員は会員資格を喪失した場合には、直ちに会員証を返却するものとし、その返却に要する費用は会員が負担するものとします。

(1)第14条第2項の定め違反して、本クラブの会員であることに基づき受けるサービス等の権利を第三者に譲渡、

売買、担保提供した場合、その他、本規約に違反した場合

(2)事務局または係員の指示に従っていない場合

(3)入会申込またはその登録事項の変更の際し、当社に虚偽の届出をした場合

(4)会員が、第4条第1項各号のいずれかに該当する場合

(5)会員資格を更新する場合において定められた期限までに年会費を支払わない場合

(6)当社及び本クラブの名誉もしくは信用を傷つけまたはそのおそれがある場合

(7)その他会員として不適当である場合

2.前項により会員資格を喪失した場合、再入会をお断りすることがあります。

第17条(本クラブの終了)

1.当社は、会員資格の有効期限内といえども、本クラブを終了することがあります。なお、有効期限の途中で終了であっても、一度お支払いいただいた年会費は返金いたしません。

第18条(個人情報)

1.当社は、個人情報(個人情報保護法第2条に定めるものをいいます。)を当社のプライバシーポリシーに従い取り扱います。

2.本条の規定は、会員資格の有効期限の満了後も有効に存続するものとします。

第19条(反社会的勢力の排除)

1.当社は、入会希望者または会員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴

力団(集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します)又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等(以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます。)に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。

2.当社は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

第20条(電子メールの受信の同意及び会員に対する通知)

1.会員は、本サービスの利用申込みにより、当社、付随サービスの提供者およびこれらの者が電子メールの送信を委託する第三者(以下総称して「メール送信者」といいます。)が送信する電子メールを受信することに予め同意したものとします。

2.本規約に基づく当社または付随サービスの提供者から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールをもって行うものとします。この場合、メール送信者が会員の登録メールアドレスに電子メールを送信したことをもって、会員に対する通知が行われたものとみなされます。会員はメール送信者から送信されたメールを速やかに確認するものとします。

3.メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、メール送信者が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、メール送信者は一切責任を負いません。

4.会員は、メール送信者からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。メール送信者は、メール送信者からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。なお、そのことにより会員が何らかの不利益や損害を被ったとしても、メール送信者は一切責任を負いません。会員は、メール送信者からの電子メールを受信できない状態を解消した場合、その旨を速やかに当社および付随サービスの提供者に届け出るものとします。

5.当社または付随サービスの提供者は、会員全員に対する通知に関しては、本サービスまたは付随サービスのウェブサイト上に通知内容を公表することをもって、前項に定める通知に代えることができます。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなされます。

6.本規約等に基づく会員から当社または付随サービスの提供者に対する通知その他の連絡は、電子メールその他サービス提供者または付随サービスの提供者が別途指定する方法によるものとします。

第21条(事務局)

1.ファンクラブ事務局は、トヨタアルバルク東京株式会社内に設置します。

住所:〒112-8701 東京都文京区後楽 1丁目4番18号
トヨタ自動車株式会社東京本社ビル 12階
電話番号:03-3570-5898
E-Mail:fanclub@alvark-tokyo.jp

制定 2024年5月31日